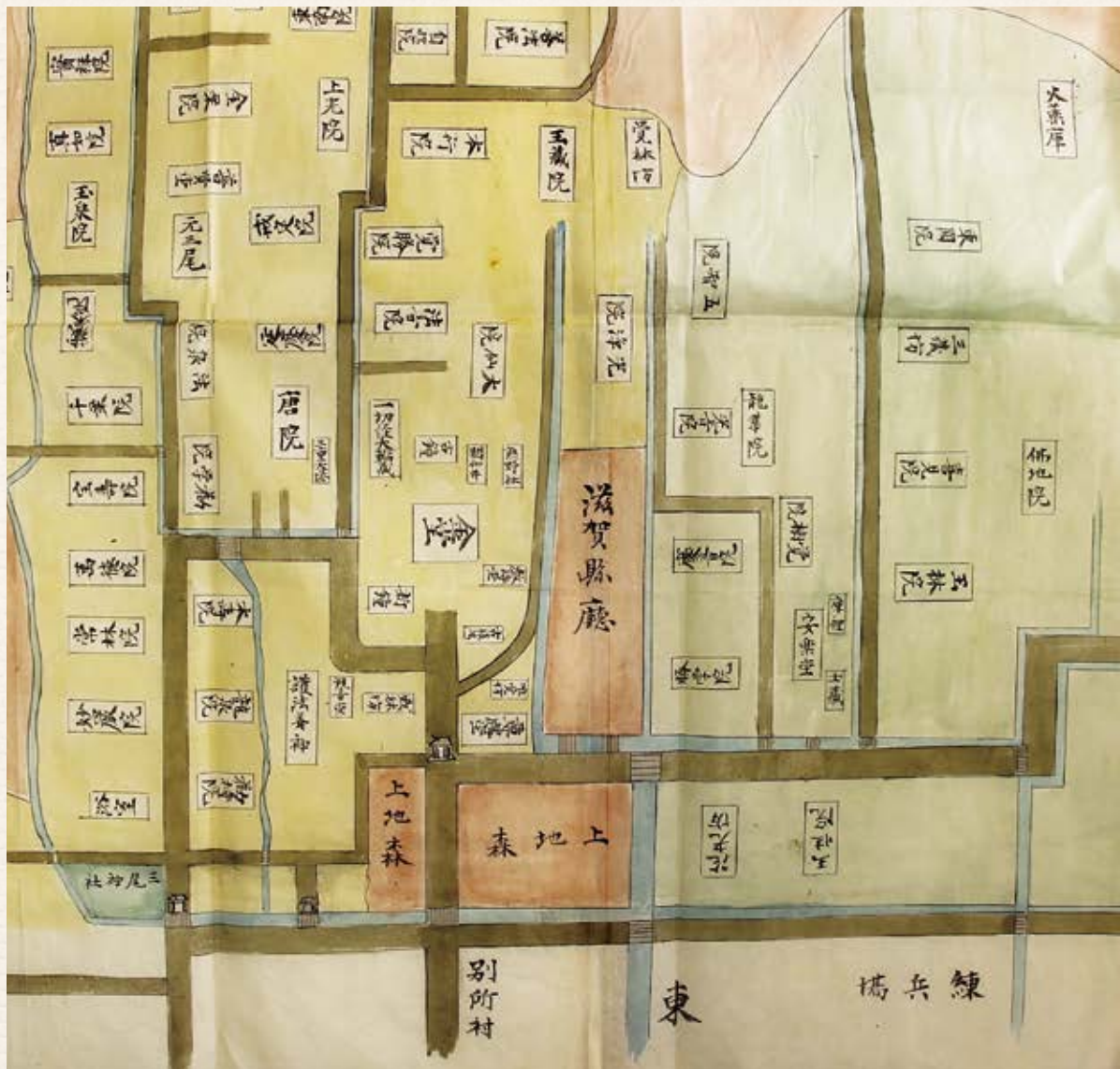


# 滋賀のアーカイブズ

## 《第3回県史編さんだより》

- ・【湖国こぼれ話⑨】 第二次世界大戦以前の滋賀県の人口……………P.2～3
- ・【事務局だより】 県史編さん会議の開催……………P.4
- ・【事務局だより】 令和5年度資料収集の概要……………P.5
- ・【資料紹介⑭】 歴史公文書のなかの三井寺……………P.6
- ・【資料紹介⑮】 皇室献上関係文書……………P.7
- ・催し物案内／利用案内／アクセス ……………P.8

ISSN 2435-8223



「園城寺并付属地境内図 (県庁周辺図)」 【明す506-1 (5)】









【資料紹介⑭】

## 歴史公文書のなかの三井寺

三井寺（正式には長等山園城寺）は、大津市長等山の中腹に位置する天台寺門宗の古刹です。前近代の本寺の歴史については、令和五年（二〇二三年）に「智証大師円珍関係文書典籍」がユネスコ「世界の記憶」に登録されたこともあり、再び脚光を浴びています。その一方、三井寺が近代に入りどのように移り変わっていったのかについては、よく知られていません。県政初期の県庁が境内の円満院に置かれたこと、境内の一部が陸軍の駐屯地とされたことなど、三井寺は滋賀県における近代化の影響を直接受けた寺院でもありました。ここでは、当館所蔵の歴史公文書のなかから、本寺に関係する文書を紹介したいと思います。

明治元年（一八六八年）四月に大津県が発足します。県庁舎は旧大津代官所が使われましたが、その後移転を繰り返して、明治二年正月、三井寺境内の円満院に置かれました。新庁舎開庁の明治二十一年まで、およそ二〇年間は円満院が県政の中心舞台となっていたのです。とはいえ、県庁舎となった円満院は、代わりの土地を探索しなければなりません。当初、県は三井寺山坊内の千葉院、西蓮院の二院を代用地にしようとした。しかし円満院は、県庁に宛てて嘆願書を提出し、遠隔地のため法務に差し支えがある、また祖先の墳墓があるといった理由から別の場所を求めました【明576（4-2）】。その結果、最終的には、勸学院（今も

三井寺南院に残る）を円満院の代用地とすることに決まりました。

明治六年に徴兵令が施行されると、陸軍歩兵第九連隊が大津に置かれました。三井寺側は土地とともに立木も陸軍に引き渡しています【明ひ119】。兵営は明治八年に完成し、第九連隊は同年三月に移転してきました。今の大津商業高校の位置に兵舎が、皇子山総合運動公園の位置に練兵場がありました。その後、第九連隊は大正十四年（一九二五年）に京都の深草へ移動します。新羅善神堂のある北院と呼ばれる一帯には、実に半世紀の間、兵営が敷かれていたということです。

第九連隊の駐屯から十年ほど過ぎると、明治十八年に琵琶湖疏水工事が始まり、三井寺周辺の風景は更なる変貌を遂げます。第一トンネルは、三保ヶ崎を取水口として三井寺観音堂のふもとを経て藤尾村（現大津市）に至ります。工事の際には、疏水用地にかかる立木が伐採されており、三井寺の境内にあった大木も例外ではありませんでした。これらは工事に用いる木材として使用されたと考えられます。取り除かれた植物や境内の設備、寺側に支払われた手当料が記録として残されています【明ね36（6）】。

なお、疏水工事では従来の水道管が切断され、大津西部一帯で飲料水の供給が途絶えるという問題が発生しています。このとき、京都府は三井寺境内に水源地を見出し、飲料水として各所へ配給しました。

明治三十七・八年の日露戦争には第九連隊も出征し、多くの犠牲者を出しています。それだけではなく、連隊が置かれた大津市には、二六か所のロシア兵捕虜収容所が設置され、三井寺山内にある諸院も使用されま

した。日露戦争時には、七万余というロシア兵が捕虜となり日本に送られました。三井寺では山内一一の院・堂が収容施設や事務所・衛兵屯所に充てられ、計六四六人の捕虜が収容されています。

日露戦後、三井寺は陸軍に対して建物修理費の補助を願いました【明し77（111-16）】。この願書によれば、寺の容積不相応の捕虜を収容したことによる建物の損傷は甚だしいものでした。三井寺の訴えを県知事や大津市長も後援しましたが、結局、全面的な修理に足りる費用を陸軍から得ることはできませんでした。

歴史公文書をひもとくと、現在とは全く異なる三井寺やその周辺の姿が浮かび上がってきます。滋賀県の近代化を考える際、三井寺を中心に据えることで、新たな視角が得られるのではないのでしょうか。当館では、他にも三井寺の近代に関係する文書を多数所蔵しています。ぜひご利用ください。（野村さなえ）



三井寺住職から陸軍に宛てた建物修理費補助の願書【明し77（111-16）】



【資料紹介⑬】

皇室献上関係文書

毎年、各地の自治体からは、食品等の特産品が皇室へと献上されていますが、令和五年（二〇二三年）十月十六日付の「皇室献上品、新規お断り」という『毎日新聞』朝刊の記事に、現在は恒例として献上されるもの以外は受け入れていない、という宮内庁関係者の話が掲載されています。なお恒例として献上されるもの以外に、皇室のご訪問にあわせて贈られる特産品、慶事のお祝品の献上はあるようです（同年七月二十六日付「皇室献上」正規ルートは?」『朝日新聞』朝刊。では昔はどうだったのでしょうか?）

昭和五年（一九三〇年）一月に宮内省より内務省を経由して滋賀県へ通知された「献上品取扱内規」によると、華美なものや広告・宣伝・売名、その他不適当と判断されるものは受け付けないとし、また官公庁以外の個人等で献上する際には、地方庁を経て宮内大臣宛に願書を提出することになっています【明う179(188)】。なお、その前の内規である「献品取扱内規」（明治二十四年（一八九一年））でも、直接、宮内大臣に願い出ることができる高等官・華族等以外は、地方庁を経由することになっていたようです。

つまり、このような形で献上は行われるため、献上に関する文書が経由する自治体に残ります。そこで今回は、当館が所蔵する献上に関する歴史公文書について、滋賀県から皇室へ献上されたウシガエル（食用蛙）

を事例にご紹介したいと思います。

日本にウシガエルがアメリカからやってきたのは、大正七年（一九一八年）のことです。これは、東京帝国大学の渡瀬庄三郎教授が、農家副業としてウシガエルの養殖を構想して輸入したのが始まりです。そして滋賀県にやってきたのは、農商務省が滋賀県と茨城県の水産試験場にウシガエルの養殖に関わる飼育試験を委託したためでした。つまり、滋賀県はウシガエル養殖の先駆けとなった場所の一つであり、深いつながりがあったといえます。

そのためか、滋賀県からウシガエルが皇室へ献上されたことがあり、現在、大正十四年と昭和二年に献上されていることが確認できています。今回、ご紹介するのは昭和二年の献上です。この時の献上に関する文書として『献上品』の簿冊には、滋賀県の献上願いに対する宮内省からの回答や献上決定を報じる新聞記事【昭か86(2)】、「滋賀県ノ食用蛙」といった文書【昭か86(2)】等があります。

この「滋賀県ノ食用蛙」は、献上品を紹介するために作られた資料だと思われるもので、滋賀県における試験飼育の沿革やオタマジャクシの配布状況等が略述されています。また抹消線が引かれています。ウシガエル養殖についての言及もあります。それには、ウシガエルの飼育技術は進展したけれども「経済的見地より見る時は尚一層の研究を要」することや、一般に食用とする習慣がない等、ウシガエル養殖の課題が示されており、興味深い資料といえます。

しかし、なぜこの時にウシガエルが皇室に献上され

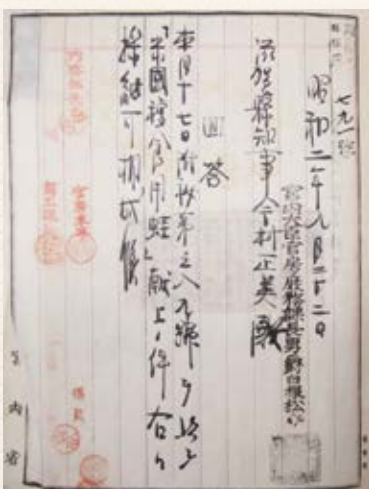
たのか?といったことがわかる文書は、残念ながら含まれていません。ですが今回は幸いなことに、当時の新聞記事から推測することができます。昭和二年七月八日付『京都日出新聞』（夕刊）に、地方長官会議に出席した今村正美知事の談話が掲載されています。これによると、今村知事に対して昭和天皇から「食用蛙について御下問」があったとのこと。おそらく、これが契機となって滋賀県から皇室にウシガエルが献上されたと思われる。

今回は、滋賀県からのウシガエル献上についてご紹介しましたが、その他にアユやヒガイといった琵琶湖の特産品、守山蛭等の献上が行われています。これらの文書も当館にて所蔵していますので、ご関心のある方はぜひご活用ください。

【参考文献】

- 白石烈「明治・大正両時代御手許写真の来歴」『書陵部紀要』六七号、二〇一八年
- 山口一樹「ウシガエルを食べた日」『湖国と文化』一八八号、二〇二四年

（山口一樹）



「ウシガエル献上に関する  
宮内省からの回答」  
昭和2年9月22日【昭か86(2)】



## 催し物案内

### 【県史講演会】

#### ・「滋賀県における近代経済の発展」

#### ―近江商人の遺産―

講師：坂根 嘉弘さん

(広島修道大学教授・県史副編集委員長)

日時：令和6年11月12日(火)

午後2時～午後3時30分

会場：コラボしが21大会議室（天津市打出浜2-1）

江戸期以来の近江商人の商業活動は、近代滋賀の経済発展に多くの利点をもたらしました。本講演では、近江商人の遺産という視点から、県の経済発展の特徴を明らかにします。

【聴講無料・予約不要】

### 【企画展示】

#### ・「湖国の宝が歩んできた道」

#### ～文化財の危機と保護～

会期：令和6年9月30日(月)

～令和7年1月23日(木)

時間：午前9時～午後5時

(土・日・祝日および年末年始は休館)

会場：県立公文書館閲覧室

滋賀県では災害や戦争等の困難を乗り越え、多くの文化財が守り継がれてきました。明治時代から現代までの文化財保護のあゆみを、当館所蔵の歴史公文書をもとに紹介します。【見学無料】

## 利用案内

### 【利用時間】

午前9時～午後5時

### 【休館日】

土曜日、日曜日、祝日

年末年始（12月29日～1月3日）

### 【閲覧方法】

① ホームページの「資料検索」から、閲覧したい資料を検索します。

② 利用請求書に必要事項を記入して、しがネット受付サービス（本県インターネットサービス）、郵便またはFAXで提出します。

\* 利用制限情報の審査を行い、申請後三〇日以内に利用決定を行います（やむを得ない事情により審査期間を延長する場合があります）。

準備ができ次第、利用決定通知書を送付します。③ 事前に閲覧日を連絡の上、右決定通知書を持って御来室ください。

※ 目録の利用区分が「公開」の資料であれば、簡易閲覧として当日に利用できます。

### 【その他の利用】

・ 資料の撮影は、持参した機器で各自が行ってください（写しの交付もできます）。

・ 企画展示、自治体史・事典等の書籍は、審査なしで自由に閲覧できます。

・ 資料の保護のため、館内での飲食、鉛筆以外の筆記用具の使用は御遠慮ください。

滋賀のアーカイブズ 第16号  
令和6年（2024年）9月30日

編集・発行 滋賀県立公文書館

〒520-8577

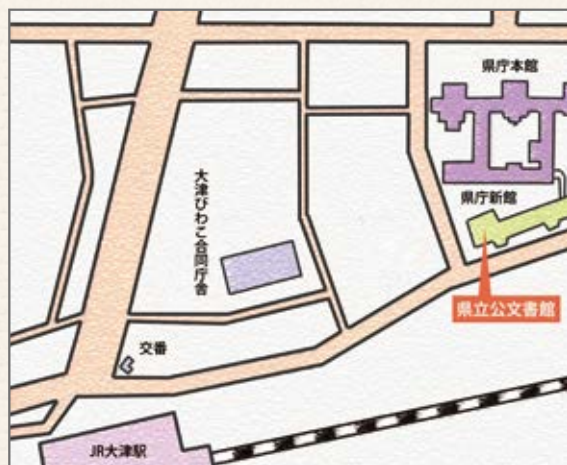
滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県庁新館3階

Tel：077-528-3126

Fax：077-528-4813

Mail：archives@pref.shiga.lg.jp



① JR大津駅から東へ徒歩5分。

② 京阪電気鉄道島ノ関駅から山側（南南西）へ徒歩5分。